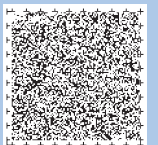


第2章

計画の基本的内容



第2章 計画の基本的内容

1 基本理念

区民、地域の関係団体・機関により推進する、本計画の基本となる考え方です。

互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる

すべての区民が、住み慣れた地域で、その人らしい生き方をまっとうすることができ、地域から疎外・差別されること無く、地域の一員として差異や多様性を認めあいながら支えあう地域をつくれます

2 基本目標

基本理念のもと、2つの基本目標を掲げ、取り組みの方向性を明確にしました。

基本目標 1

包括的に支援するしくみを強化する

個人・世帯に対する支援と地域づくりについては、これまでも「プラットフォームによる地域福祉」を基本的な視点とし、取り組んできました。

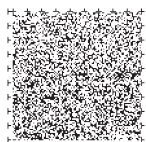
今後は、その支援のしくみをさらに強化し、世代や属性を越えた相談を総合的に受け止め、各支援機関と連携・協力し、課題解決に向けた支援ができるよう、推進していきます。

基本目標 2

区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

すべての区民が地域の一員として共に生き、支えあえる地域を作るための意識醸成、啓発を推進します。

また、誰もが安心して社会参加できるための地域環境づくりに努めます。



3 基本的視点 ～プラットフォームによる地域福祉～

プラットフォームという考え方

「プラットフォーム」はもともと土台、基盤、舞台を意味する言葉ですが、ここでいう「プラットフォーム」は必ずしも物理的な「場」を意味するものではありません。

地域住民や関係機関とつながる場、地域の課題を見つけ、学びあう場、解決策を話し合う場、役割分担をし、行動していく場です。

墨田区におけるプラットフォーム

第3次墨田区地域福祉計画では、「プラットフォームによる地域福祉」を優先的取り組み、計画の基本的な視点として推進してきました。

地域の課題を解決に導くため、その課題ごとに関係者・関係機関が集まり、お互いを「知り」、お互いが「つながり」、解決策を話し合い、役割分担をし、行動をする。本計画ではそのような機能を持っている場を「プラットフォーム」としています。

たとえば、地域のみまもりなどのきめ細やかな住民の対応が求められる課題、防犯、防災、環境問題など地域の協力・連携が強く求められる課題、児童虐待、人権擁護など住民と専門機関の地域連携が求められる課題、地域のルールづくりなど地域全体の合意形成が求められる場合などで、プラットフォームが生かされます。

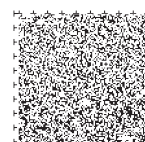
プラットフォームが果たす役割

このようなプラットフォームを地域に増やしていくことが地域福祉の推進の原動力となります。

本計画の取り組み内容を進めていくにあたって、事業や活動にプラットフォームという視点が加わることで、今までつながっていなかった団体とつながりができ、地域の課題をたくさんの人と共有できるということが期待されます。また、お互いの取り組みや考え方を理解しあうことで、取り組みの効率化や相乗効果が進んでいくと考えられます。

墨田区は、プラットフォームをつながりの基盤として「地域共生社会の実現」を進めます。

コラム 地域におけるプラットフォーム ⇒ P24



4 重点取り組み

包括的支援体制の構築

墨田区ではこれまでも区と社会福祉協議会が連携し、各福祉分野の個別支援と小地域福祉活動などの地域づくりを推進してきました。これからも地域共生社会の実現に向けて、地域資源を活かした包括的支援体制の強化を図ります。

○ 福祉各制度の相談支援機関やその他の機関との協力、連携体制の強化

複雑化・複合化した課題を抱える個人・世帯の課題の解決に向け、制度として既に確立している相談支援機関と連携し、包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、支援する体制づくりを進めます。

○ 複雑化・複合化した課題等を解決に導くための組織整備

単独の相談支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題、制度の狭間の事例の調整役を担い、支援の方向性を定めるなど、既存の相談機関の結節点となり、連携を図りながら多機関協働事業を実施する組織を整備します。

○ 「地域福祉プラットフォーム」の機能強化

これまで社会福祉協議会が展開してきた「地域福祉プラットフォーム」を区が進める「包括的支援体制の強化」の地域の拠点として位置づけ、住民主体の活動の場、CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）による相談の場、地域づくりの場としてさらに推進していきます。

○ 支援が十分に届いていない人に支援を届けるための継続的な取り組み

「複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない」「自分で相談に来ることができない」「そもそも相談することを知らない」などの、地域生活課題を把握し、支援が十分に届いていない方に必要な支援が届くよう、アウトリーチを通じた継続的な支援事業などの取り組みを強化します。

解説

● 「多機関協働事業」

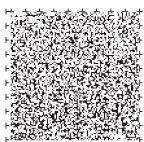
複雑化・複合化した課題、制度の狭間の課題を把握し、各相談支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を持ち、主に相談支援機関を支援する役割を担う事業

● 「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」

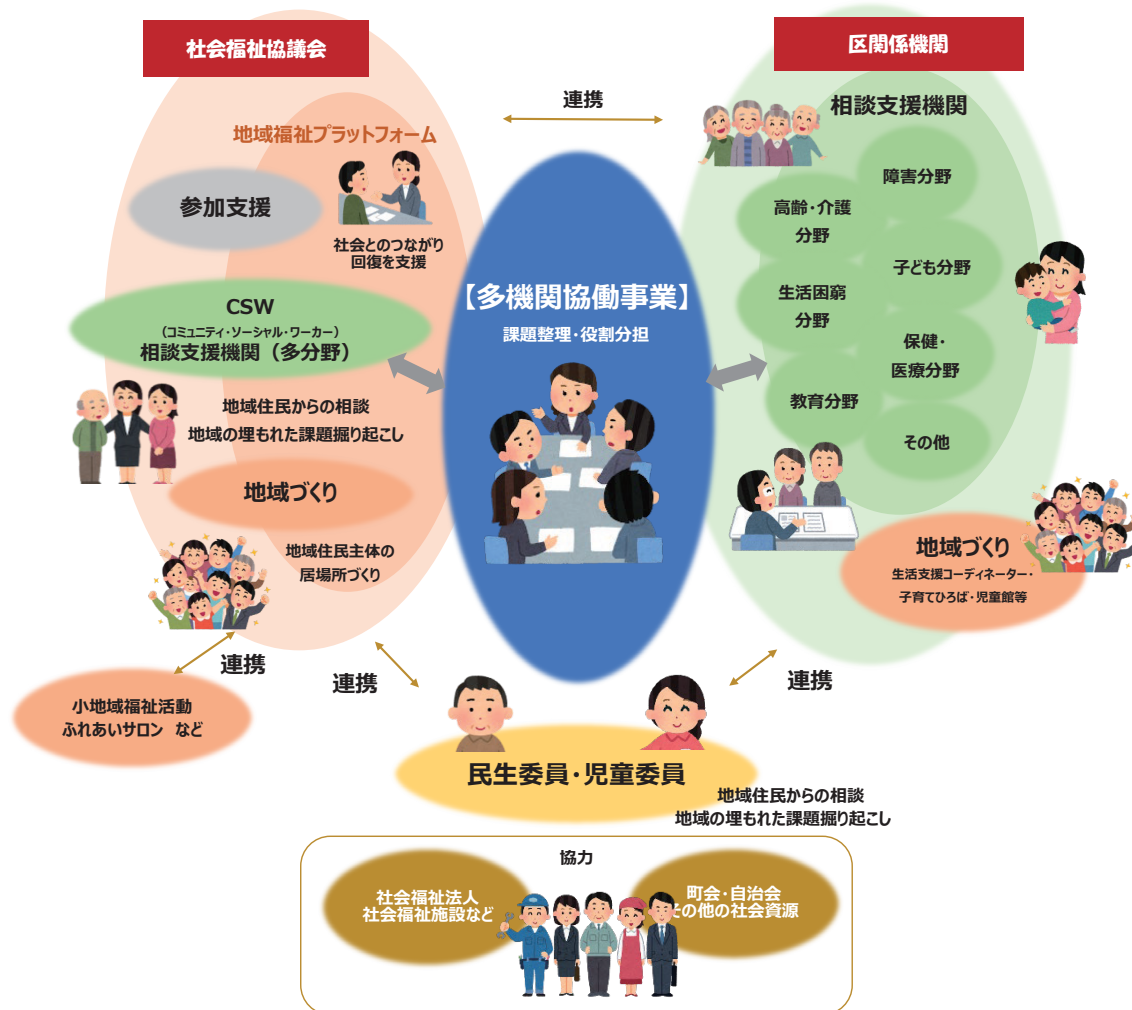
地域において、支援を必要とする人々の生活環境や人間関係などを重視した支援を行うために、課題を整理し、必要な専門機関同士の関係を調整すると同時に、新たな地域サービスを住民とともに開発したりする専門の相談員

● 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

潜在的なニーズを抱えているが、自分から声を発さない人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりのために継続的に訪問をするなどして関わっていく事業



包括的支援体制イメージ図



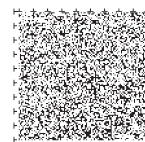
「重層的支援体制整備事業」の活用

平成30年4月1日に施行された社会福祉法の改正により、「包括的支援体制の整備」が区市町村の努力義務となりました。

また、令和3年4月1日に施行された社会福祉法の改正では、区市町村が包括的支援体制を整備するための事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは次の3つの事業を一体的に実施する事業です。

- ① 包括的な相談支援
高齢、障害、子ども、貧困などの分野や世代などを問わない相談の受け止めや、多機関協働事業など
- ② 参加支援
社会との関係が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人のための、地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援など
- ③ 地域づくりに向けた支援
世代や属性を超えて交流できる居場所の整備、人と人をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性づくりを地域で促すための支援など

この事業を実施する自治体に対しては、国から交付金が交付されますが、墨田区は、この「重層的支援体制整備事業」を活用し、包括的支援体制の整備を図ります。 重層的支援体制整備事業実施計画⇒ P35



5. 取り組みの方向性、施策

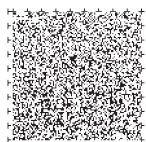
本計画では、2つの基本目標に7つの取り組みの方向性を示し、16の施策を定めました。
各施策には、区及び社会福祉協議会が行う主な事業を掲載しています。

基本理念 互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる		
基本目標	取り組みの方向性	施策
包括的に支援するしくみを強化する	重点取り組み I 包括的支援体制を構築する	1 関係機関と連携・協働した、包括的な支援体制のしくみをつくる
	II 地域活動を推進する環境を整備する	1 福祉の施策や活動に関する情報を発信する 2 地域福祉の担い手を育成・支援する 3 地域の居場所や住民同士が交流できる拠点を整備する
	III 地域で支えあい、助けあうしくみを確立する	1 地域における見守り活動を推進する 2 地域における支えあい活動を推進する 3 地域力を高める活動を支援する
	IV 地域で安心して暮らし続けるための支援をする	1 成年後見制度などの権利擁護事業を推進する 2 生活に困難を抱えている人の自立を支援する 3 子どもの未来を応援する 4 福祉サービスの評価と適切なサービス選択を確保する
区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	I 災害時の支えあい・助けあいを推進する	1 災害時に支えあい、助けあうしくみをつくる 2 災害ボランティア活動体制を整備する
	II 誰もが心を通わす暮らしやすいまちをつくる	1 地域の中で共に生きる意識を高める（心のバリアフリーを推進する）
	III 誰もが自由に行動し、社会参加しやすいまちをつくる	1 情報バリアフリーを推進する 2 まちなかのバリアフリー整備等を進める

基本的
視点
P 19
参照

プラットフォームによる地域福祉

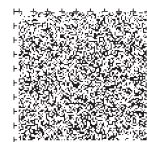
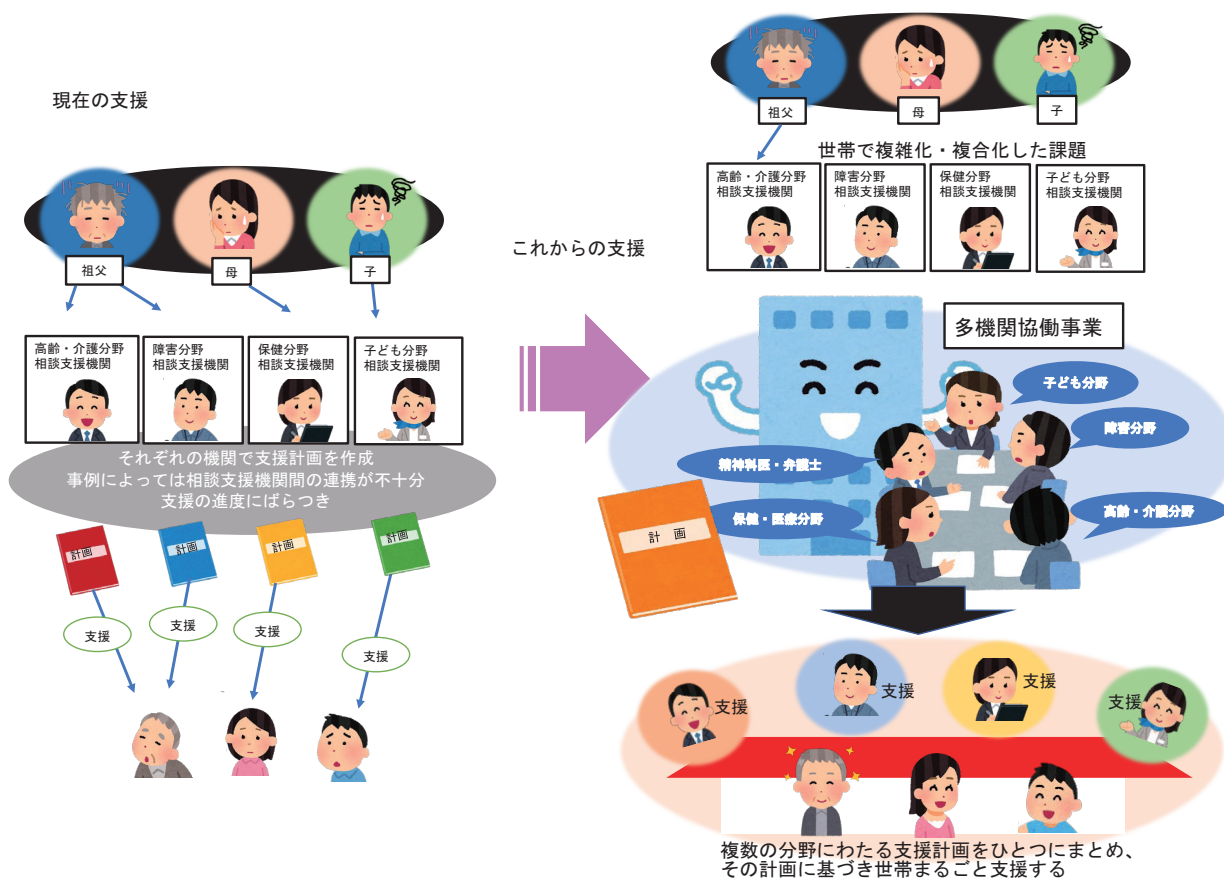
地域の課題を解決するため、関係者が集まり、学びあい、解決策を出しあい、役割分担し行動していくための場



コラム ～複雑化・複合化した課題を抱えた世帯への支援～

区ではこれまで各分野の相談支援機関を整備してきました。

今後は、世帯の相談を総合的に受け止め、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業で調整するなど、包括的な支援体制の構築を進めます。



●墨田区における「プラットフォーム」

P19で本計画の「基本的視点」とされている「プラットフォーム」は、墨田区の地域福祉を推進するうえで求められる「地域住民や関係機関とつながる場、地域の課題を見つけ、学びあう場、解決策を話し合う場、役割分担をし、行動する場」である、「地域プラットフォーム」です。

地域には多様な課題が存在し、その課題解決を図るには、これまでの協働の場としての町会・自治会などの地縁団体やNPOなどの課題別・機能別団体の活動があり、さらに自主的に各種団体や人をつなぎ、地域力を強める新たなしくみを構築する必要がでてきています。

●墨田区地域福祉計画における「プラットフォーム」の位置づけ

ここでいう「プラットフォーム」は、協働の場の再構築、暮らしを支える活動・支援を作り出す互いの関係性の再構築の場として位置づけています。

これは「地域福祉推進の各主体」「協治（ガバナンス）」などのキーワードと深く結びついているものであり、より有効な地域福祉の推進を図る場として求められているものです。

●プラットフォームが果たす役割

地域には多様なプラットフォームが存在していますが、地域福祉を推進するための「地域プラットフォーム」には次のような役割があります。

ひとつは、地域の内外の主体（人や組織）のつながりを作りだし、地域生活課題解決のための活動、福祉コミュニティづくりの活動を生み出す役割です。これは単なるつながるだけ、顔を合わせるだけのネットワークではなく、意識的な活動の基盤づくりであり、「つなげる」→「ひろげる」→「地域をかえる」という役割を持つものです。

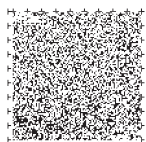
また、情報交換、信頼関係の構築などを行う役割を持つ場合もあります。さらに、既存の組織がもつ社会資源（ヒト、モノ、カネ、サービス、活動、情報、権限など）を持ち寄り、課題解決活動において必要とされる社会資源の提供や開発をする役割もあります。

そのほか、プラットフォームの活動を通じた人材育成も大切な役割の一つとなっています。必要に応じて、求められる専門性を明らかにし、研修会や勉強会を開催することなどが考えられます。

●地域にある多様な組織

もともと地域には、住民の互助・共助組織、地縁組織、年代別組織、福祉の分野別組織、保健・医療等の領域別組織、課題別組織、機能別組織など、多様な組織が存在しています。住民の抱える多様な地域生活課題に対応するには、こうした組織の活動を進めると同時に、これらの組織をつなぎ、活動をひろげて、地域を変えていくという新たなプラットフォームをつくっていくことの必要性が生じています。

地域のなかで行政主導によるシステムを作ろうとしても、一定の限界があり、住民主体の各種組織が自主的・主体的に参加し、縦割りをこえて官民が協働する地域プラットフォームが求められています。



●多様な組織の取り組み

各種の組織は互いに集まり、つながるなかで、話し合い、合意形成をし、協働して活動に取り組むしくみを作りつつあります。区では、このような地域の各種組織をつなぐ取り組みを、プラットフォームとして、また、「協治（ガバナンス）」のしくみとして位置づけ取り組んでいます。

今日、全国で大きな災害が多発し常態化しています。阪神・淡路大震災や東日本大震災における救援、避難、復旧、復興、まちづくりといった支援活動においては、行政だけでなく、地域の内外の多くのボランティア、NPO、地域の諸団体、企業などが、官民の枠をこえ、新たな公共の担い手として協働し、地域の再構築を進め活躍をしました。

こうした取り組みを地域福祉という分野で進めていきます。

●求められるプラットフォーム

多様なプラットフォームのなかでも、特に求められるプラットフォームとして、以下のようなものをあげることができます。

第1に、地域生活課題を解決することを目的として参集し、その課題や解決方法等を共有化し、協働して福祉のまちづくりをすすめるものです。現在、区内で多くの地域が小地域福祉委員会を組織し活動を実施しているほか、地域で自主的に高齢者などをサポートする組織も生まれています。

第2に、高齢・介護、子ども、障害、生活困窮、環境など特定の分野の専門性をもった団体が中心となり、より広く地域内外の関係者・組織と協働して課題解決、福祉のまちづくりをすすめるプラットフォームです。

第3に、福祉教育・住民啓発、地域活動や団体への支援、その基盤整備を目的としたプラットフォームです。代表的なものは社会福祉協議会です。

こうした多様な地域プラットフォームの創出・発展が求められています。

